

1/22 毎日

# 原発事故国の責任認めず

## 東京高裁仙台と判断割れる

2面に 検証

東京電力福島第1原発事故に伴い、福島県から群馬県に避難した住民ら91人が国と東電に総額約4億5000万円

00万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁(足立哲裁判長)は21日、国の責任を否定し、東電のみに約1億2000万円の支払いを命じた。

017年3月)は国と東電双方の責任を認め、計約3800万円の支払いを命じていた。国の責任が争われた同種の原発訴訟の高裁判決は2例目で、国の責任を認めた仙台高裁判決(20年

9月)と判断が分かれた。判決は、政府の地震調査研究推進本部が02年に公表し、福島沖で巨大な地震が起き得ると予測した「長期評価」の信頼性について検討。長期評価は、過去約400年間に巨大津波を起す地震が三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りまで3回発生したことを前提としているが、判決はこの点には異論があったとしたほか、土木学会の知見とも整合しなかったと指摘し、長期評価の知見からは、原発の敷地高を超える津波の発生は予見できなかったとした。原告弁護士は「不当な判決。上告審で国の責任を明らかにする」との声明を出した。東京電力ホールディングスは「判決内容を精査し、対応を検討する」とした。

【遠山和宏】

# 地震長期評価見解に差

国の責任が争われた東京電力福島第一原発事故の避難者訴訟で、2例目の控訴審判決となった21日の東京高裁判決は、「国の責任は認められない」と結論付け、1例目と司法判断が割れた。訴訟の行方は見通せなくなり、避難者からは戸惑いと怒りの声が上がっている。

## 原発避難者訴訟 東京高裁判決

### 異論あり予見できず

#### 検証

原発事故の賠償責任について、一連の同種訴訟の先例判断となった2020年9月の仙台高裁判決は、高裁として国の責任を初めて



福島第一原発事故に伴い避難した住民らが国と東電に損害賠償を求めた訴訟の控訴審で、判決後に群を掲げる原告の弁護士千葉京平氏(左)と原告の代表者(右)が、仙台高裁で判決を待っている。21日、大西昭彦撮影

認めた。今回の訴訟の控訴審も、最大の争点は事故の賠償責任を国に問えるかどうかだったが、政府の地震調査研究推進本部(推本)が出した地震予測「長期評価」への評価の違いが、結論を分けた。

## 原告VS国 1審は7勝7敗

国の責任が争われた全国の原発訴訟の判断  
※○は国の責任を認める、×は認めず

1審(地裁)	2審(高裁)
前橋 2017年3月 ○	東京 21年1月21日 ×
千葉 9月 ×	東京 2月19日 ?
福島 10月 ○	仙台 20年9月30日 ○
京都 18年3月 ○	大阪 審理中
東京 同 ○	東京 審理中
横浜 19年2月 ○	東京 審理中
千葉 3月 ×	東京 審理中
松山 同 ○	高松 審理中
名古屋 8月 ×	名古屋 審理中
山形 12月 ×	仙台 審理中
札幌 20年3月 ○	札幌 審理中
福岡 6月 ×	福岡 控訴中
仙台 8月 ×	仙台 控訴中
東京 10月 ×	東京 控訴中

## 原告「頭が真っ白に」

今回の前橋訴訟は、同種訴訟の中で最も早い17年3月に1審判決が言い渡された。前橋地裁は長期評価の信頼性を高くみて、国は大幅な賠償額を予見できたと判断。国が配電盤や非常用発電機を高所に設置するよう東電に命じていけば事故は防げたとして、国に賠償を命じた。

## 原告VS国 1審は7勝7敗

福島第一原発事故の避難者らが起こした集団訴訟は全国で約30件あり、原告は総勢約1万2000人規模に膨らんでいる。国の責任が争われた訴訟は14件で1審判決が下され、原告と国の「7勝7敗」だ。高裁でも見解が割れたことで、国の責任を巡る司法判断の方向性は見界不良となった。

## 原告「頭が真っ白に」

今回の前橋訴訟は、同種訴訟の中で最も早い17年3月に1審判決が言い渡された。前橋地裁は長期評価の信頼性を高くみて、国は大幅な賠償額を予見できたと判断。国が配電盤や非常用発電機を高所に設置するよう東電に命じていけば事故は防げたとして、国に賠償を命じた。

## 原告VS国 1審は7勝7敗

福島第一原発事故の避難者らが起こした集団訴訟は全国で約30件あり、原告は総勢約1万2000人規模に膨らんでいる。国の責任が争われた訴訟は14件で1審判決が下され、原告と国の「7勝7敗」だ。高裁でも見解が割れたことで、国の責任を巡る司法判断の方向性は見界不良となった。

## 原告「頭が真っ白に」

今回の前橋訴訟は、同種訴訟の中で最も早い17年3月に1審判決が言い渡された。前橋地裁は長期評価の信頼性を高くみて、国は大幅な賠償額を予見できたと判断。国が配電盤や非常用発電機を高所に設置するよう東電に命じていけば事故は防げたとして、国に賠償を命じた。

## 原発事故を巡る裁判の経過

- 2011年3月11日 東日本大震災発生。東京電力福島第1原発に津波が到達し、1~5号機で全交流電源喪失
- 12~15日 1、3、4号機で水素爆発
- 13年3月 原発事故の避難者らが国と東電に損害賠償を求めて各地で一斉提訴。その後も提訴が相次ぐ
- 17年3月 一連の訴訟で初となる前橋地裁判決が、国と東電両方の責任認め賠償命令
- 9月 千葉地裁判決が国の責任を認めず、東電だけに賠償を命じる
- 19年9月 業務上過失致死傷罪で強制起訴された東電旧経営陣3人に東京地裁が無罪判決
- 20年9月 被告に国を含む訴訟で仙台高裁が初の控訴審判決。国と東電に賠償命令
- 21年1月21日 前橋訴訟の控訴審判決で、東京高裁が国の責任否定。東電への賠償は認める

## 原告VS国 1審は7勝7敗

元東京高裁判事の升田純・中央大学教授(民事法)は「推本が『大きな地震が起きる可能性がある』と予測したとしても、仮説に過ぎず、直ちに予見可能性が認められるわけではない。予見可能性の判断には、津波対策を講じる義務が生じるほどの可能性があると言えらるかどうかが吟味する必要があり、この点で、仙台高裁の検討は不十分だった。東京高裁は長期評価に異論があったことや、別の知見と整合しないことを丁寧にみており、妥当な合理的な判決といえる」と指摘する。